

29

行政法

令和 06 年度

問題 44

総務大臣 Y は、新たなテレビ放送局の開設を目的として、電波法に基づく無線局開設免許を 1 社のみに付与することを表明した。これを受けて、テレビ放送局を開設しようとする会社 X が Y に開設免許の申請をしたところ、Y は、その他の競願者の申請を含めて審査を実施し、会社 A に対しては免許を付与する処分（免許処分）をし、X に対しては申請を棄却する処分（拒否処分）をした。

これに対し、X は取消訴訟を提起して裁判上の救済を求めたいと考えている。競願関係をめぐる最高裁判所の判例の考え方に照らし、X は誰を被告として、どのような処分に対する取消訴訟を提起できるか。なお、現行の電波法は、審査請求前置や裁決主義の規定を置いているが、それらは度外視して、直接に処分取消訴訟ができるものとして考え、40 字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

Xは、国を被告として、免許処分に対する取消訴訟又は拒否処分に対する取消訴訟を提起できる。(44字)

※総合講義行政法・未掲載

一般財団法人 行政書士試験研究センター公開の解答例

国を被告として、免許処分又は拒否処分のいずれかに対する取消訴訟を提起できる。(38字)

配点の目安

採点項目	配点	得点
① 国が被告であること	6	
(Aに対する) 免許処分の取消訴訟又は ② (Xに対する) 拒否処分の取消訴訟が提起 できること	※	
合計点	20	

※ 採点項目2の配点(得点)について

- ① 「(Aに対する) 免許処分の取消訴訟」「(Xに対する) 拒否処分の取消訴訟」のどちらか1つしか書けていない場合：4点
- ② 上記①に挙げられた訴訟を2つとも書いている場合：6点
- ③ 上記①に挙げられた訴訟を2つとも書いており、両訴訟に関して「又は」で繋げている(どちらかの訴訟を提起すればよいという主旨の文章となっている)場合：14点

類型

☐ ① 定義型☒ ② 手段提示型☐ ③ 要件型

STEP 1 問題文の検討

本問では、総務大臣 Y が「新たなテレビ放送局の開設を目的として、電波法に基づく無線局開設免許を 1 社のみに付与することを表明」し、これを受けて、「会社 X が Y に開設免許の申請をしたところ、Y は、……会社 A に対しては免許を付与する処分（免許処分）をし、X に対しては申請を棄却する処分（拒否処分）をし」ている。

以上の状況において、本問では、「X は取消訴訟を提起して裁判上の救済を求めたいと考えて」おり、「X は誰を被告として、どのような処分に対する取消訴訟を提起できるか」が問われている。なお、解答にあたっては、「競願関係をめぐる最高裁判所の判例の考え方に照ら」す必要がある。

したがって、本問の解答では、① X が提起すべき取消訴訟はいかなる処分に対するものか、② 当該取消訴訟の被告は誰か、③ 競願関係をめぐる最高裁判所の判例の考え方はいかなるものかを書けばよい。

STEP 2 知識の抽出

☐ 1 競願関係をめぐる最高裁判所の考え方について

☐ 2 X が提起すべき取消訴訟について

(1) 「競願関係」とは

「競願関係」とは、1 つの許認可を複数の申請者の中から審査して付与する関係をいう。本問では、「新たなテレビ放送局の開設を目的とした電波法に基づく無線局開設免許」を会社 X と会社 A が競っていることから、X と A は競願関係にあるといえる。

(2) 最高裁判所の考え方

このような競願関係について、判例は、「被上告人（X）は、自己に対する拒否処分 of 取消しを訴求しうるほか、競願者（A）に対する免許処分の取消しをも訴求しうる……が、いずれの訴えも、自己の申請が優れていることを理由とする場合には、申請の優劣に関し再審査を求める点においてその目的を同一にするものであるから、免許処分の取消しを訴求する場合はもとより、拒否処分のみの取消しを訴求する場合にも、上告人（国）による再審査の結果によつては、訴外財団に対する免許を取り消し、被上告人に対し免許を付与するということもありうるのである」としている（最判昭43.12.24）。

したがって、競願関係をめぐる最高裁判所の考え方によれば、本問の場合、①会社Aに対して免許を付与する処分（免許処分）の取消しを求める訴え（免許処分の取消訴訟）と、②会社Xに対して申請を棄却する処分（拒否処分）の取消しを求める訴え（拒否処分の取消訴訟）を提起することとなる。

(3) ①と②の関係（両方とも提起する必要があるか）

そして、この考え方は「申請の優劣に関し再審査を求める点においてその目的を同一にする」「免許処分の取消しを訴求する場合はもとより、拒否処分のみの取消しを訴求する場合にも、……訴外財団に対する免許を取り消し、被上告人に対し免許を付与するということもありうる」としている。

したがって、上記①②の訴えはどちらかを提起すればよく、「免許処分の取消訴訟」と「拒否処分の取消訴訟」の両方を提起する必要はないといえる。

(4) まとめ

以上から、本問の場合、Xは、①免許処分の取消訴訟を提起するか、又は②拒否処分の取消訴訟を提起すればよい。

□ 3 取消訴訟の被告について

本問の「免許処分」も「拒否処分」も、いずれも「総務大臣Y」が行っている。そのため、本問の場合において取消訴訟を提起するときには、国を被告とすればよい（行政事件訴訟法11条1項1号）。

STEP 3 解答の作成

☐ 1 本問の解答で書くべきことの整理

(1) 競願関係をめぐる最高裁判所の考え方

(2) Xが提起すべき取消訴訟

免許処分取消訴訟を提起するか、又は拒否処分取消訴訟を提起する

(3) 取消訴訟の被告

国

☐ 2 解答の下書き

Xは、国を被告として、免許処分に対する取消訴訟を提起するか又は拒否処分に対する取消訴訟を提起することができる。
(55字)

☐ 3 字数の調整

(1) 重複した記述・余事記載を削除する

■「免許処分に対する取消訴訟を提起するか又は拒否処分に対する取消訴訟を提起する」を「免許処分に対する取消訴訟又は拒否処分に対する取消訴訟を提起する」にする。

Xは、国を被告として、免許処分に対する取消訴訟を提起するか又は拒否処分に対する取消訴訟を提起することができる。
(49字)

(2) 文章を変えずに時数を減らす

■「提起することができる」を「提起できる」にする。

×は、国を被告として、免許処分に対する取消訴訟又は拒否処分に対する取消訴訟を提起することができる。(44字)

(3) 問題文と重複している記述を削除する

今回は特になし。